

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る  
内閣府令案（概要）

1. 趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法による改正後の次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第19条第3項の府令委任事項について定めるもの。

2. 概要

特定事業主行動計画の策定等に関し、必要となる事項を規定する。

- (1) 職員の育児休暇等の取得の状況及び勤務時間の状況の把握、分析及び目標の設定（以下「把握分析等」という。）を行うに当たって、対象外となる職員（第1条関係）
  - ① 国家公務員においては、以下の通りとする。
    - (i) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第3項各号（第13号、第14号及び第16号を除く。）に掲げる職員
    - (ii) 委員、顧問、参与又はこれらの者に準ずる者の職にある職員で常勤を要しないもの
    - (iii) 給与又は報酬が支給されないことが法令で定められている職にある職員
  - ② 地方公務員においては、以下の通りとする。
    - (i) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号及び第6号に掲げる職員
    - (ii) 地方公務員法第3条第3項第1号の2から第5号までに掲げる職員
    - (iii) 給与又は報酬が支給されないことが法令又は条例で定められている職にある職員
- (2) 育児休業に準ずるものとして内閣府令で定めるもの（第2条関係）
  - ① 配偶者出産休暇（人事院規則15—14第22条第1項第9号に規定する休暇その他これらに類する休暇であって法令又は地方公務員法第24条第5項に基づき条例で定めるもの）
  - ② 育児参加のための休暇（人事院規則15—14第22条第1項第10号に規定する休暇その他これらに類する休暇であって法令又は地方公務員法第24条第5項に基づき条例で定めるものをいう。以下同じ。）
- (3) 把握すべき職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況（第3条関係）
  - ① 把握すべき職員の育児休業等の取得の状況は、以下の通りとする。
    - (i) 男性職員であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であ

- って育児休業（国会職員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第108号）第3条第1項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項（同法第27条第1項及び裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成3年法律第111号）第2条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をした者の数の割合及び育児休業の取得期間の分布状況
- (ii) 男性職員であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であって配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した者の数の割合
- ② 把握すべき勤務時間の状況は、以下の通りとする。
- (i) 国の行政機関の内部部局、地方公共団体の機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条及び第156条の規定により設置された行政機関を除く。）その他国又は地方公共団体のこれらに類する機関（以下「内部部局等」という。）に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員それぞれの一人当たりの各月ごとの正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第13条第1項に規定する正規の勤務時間、地方公務員法第24条第5項に基づき条例で定める正規の勤務時間その他これらに類する勤務時間であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）を超えて命じられて勤務した時間及び超過勤務を命じることができる上限（人事院規則15—14第16条の2の2第1項に規定する上限、地方公務員法第24条第5項に基づき条例で定める上限その他これらに類する上限であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）を超えて命じられて勤務した職員数
- (ii) 内部部局等以外に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員それぞれの一人当たりの各月ごとの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間及び超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数
- (4) 職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために改善すべき事情についての分析の方法（第4条関係）  
法第7条第1項に定める行動計画策定指針を踏まえ、適切な方法により分析しなければならない。
- (5) 定量的に数値目標を定めなければならない事項（第5条関係）
- ① 男性職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であって育児休業をした者の数の割合及び育児休業の取得期間の分布状況
- ② 内部部局等に勤務する職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）のうち、管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの年間の正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

- ③ 内部部局等以外に勤務する職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）のうち、管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの年間の正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

3. 根拠条項

法第 19 条第 3 項

4. 施行期日等

公 布 日：令和 6 年 10 月下旬（予定）

施行期日：令和 7 年 4 月 1 日